

令和5年度 豊橋市立津田小学校いじめ・不登校防止基本方針

豊橋市立津田小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの子も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、訴えや事実が確認できれば、学校全体で迅速に、かつ粘り強く、丁寧に対応していく。その際、保護者との協力を基に家庭と一体となって問題解決にあたっていく。

何より学校は、子どもたちが教職員や周囲の友人との温かな関係性の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。よりよい授業づくり、集団づくりに努め、きちんと授業に参加し、学力を身につけ、認め合う風土を醸成したいと考えている。そのためには、日々の学校生活全般、とりわけ道徳や特別活動等を通して、子どもたちが挨拶や言葉づかいの大切さに気づき、自己肯定感を育み、仲間とともに人間的に成長できるよう心の教育を推進する。相手の気持ちを思いやる感性をもち、一人一人が大切にされているという実感がもてる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信（規範意識）をもった楽しく魅力ある学校づくりに取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校では「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、子どもや保護者等からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。教職員一人一人が子どもをとらえる努力をし、いじめを見抜く感度を高めて見守り体制を整える。

(1) 生活サポート委員会の組織

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師等で構成する。

(2) 生活サポート委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。また、情報共有を密にし、丁寧なはたらきかけに努める。
- ・「学校生活アンケート」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だより「TSUDA」、学年通信、ホームページなどを通して、「認め合い、高め合う教育実践」やいじめ防止の取り組み状況等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、少なくとも3か月は当該児童の様子を見守り、子どもに継続的な指導・支援を行い、保護者には定期的に連絡を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防，早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 子どもに寄り添い、子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 授業では正しい姿勢や言葉づかいに留意させ、学び続ける心や集中力を保つよう工夫、指導を行うとともに子どもが活躍できる場面を増やすように努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 「学校生活アンケート」や教育相談を定期的実施（年4回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。基本的に全員と面談する。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 希望や状況に応じて、SCや外部の相談窓口の紹介等を行う。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報・相談を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSW等の専門家や、警察署、ココエール児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ SNSなどWeb上のいじめへの対応については、必要に応じて保護者、警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「津田小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてSCや、臨床心理士、SSW、教育相談員、**スクールロイヤー随時相談**を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK（+STUDY）→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初にPTA総会と**津田小学校HPにて**保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) 学校危機管理マニュアルを活用する。

7 不登校対策

「新たな一人を出さない」という強い願いのもと、子どもたちのわずかなサインを見落とさず、一人一人の子どもの気持ちに寄り添った指導を心がける。
学校体制で、登校へのきっかけづくりや居場所づくりに努める。

- (1) 子どもへの配慮
 - ① 子どもの気持ちに寄り添い、常に温かな言葉がけに努める。
 - ② 子どもの小さな変化を見取る教師の温かい「まなざし」や「ことばがけ」が、子どもの本音やサインを発するきっかけとなる。
 - ③ 子どもが「先生は自分のことをわかってくれている」という安心感をもてるようにする。

- ④ 学年末には、学級担任として1年間の成長を認める温かな言葉がけに努める。
- ⑤ 課題ができていない子や、生活の乱れが感じられる子には、その子に応じた無理のない方法で補充や改善を図るようにする。
- ⑥ 追い詰めるような言動は慎み、一緒に考えていく姿勢を示す。
- ⑦ 緊張を和らげ、プライドを守りながらスモールステップで取り組ませるとよい。
- ⑧ 登校しぶりが見られる子には、電話訪問や家庭訪問をし、言葉を交わすことに努める。
- ⑨ 「ほったらかされた感」がないように、個々に応じて丁寧な対応を心がける。

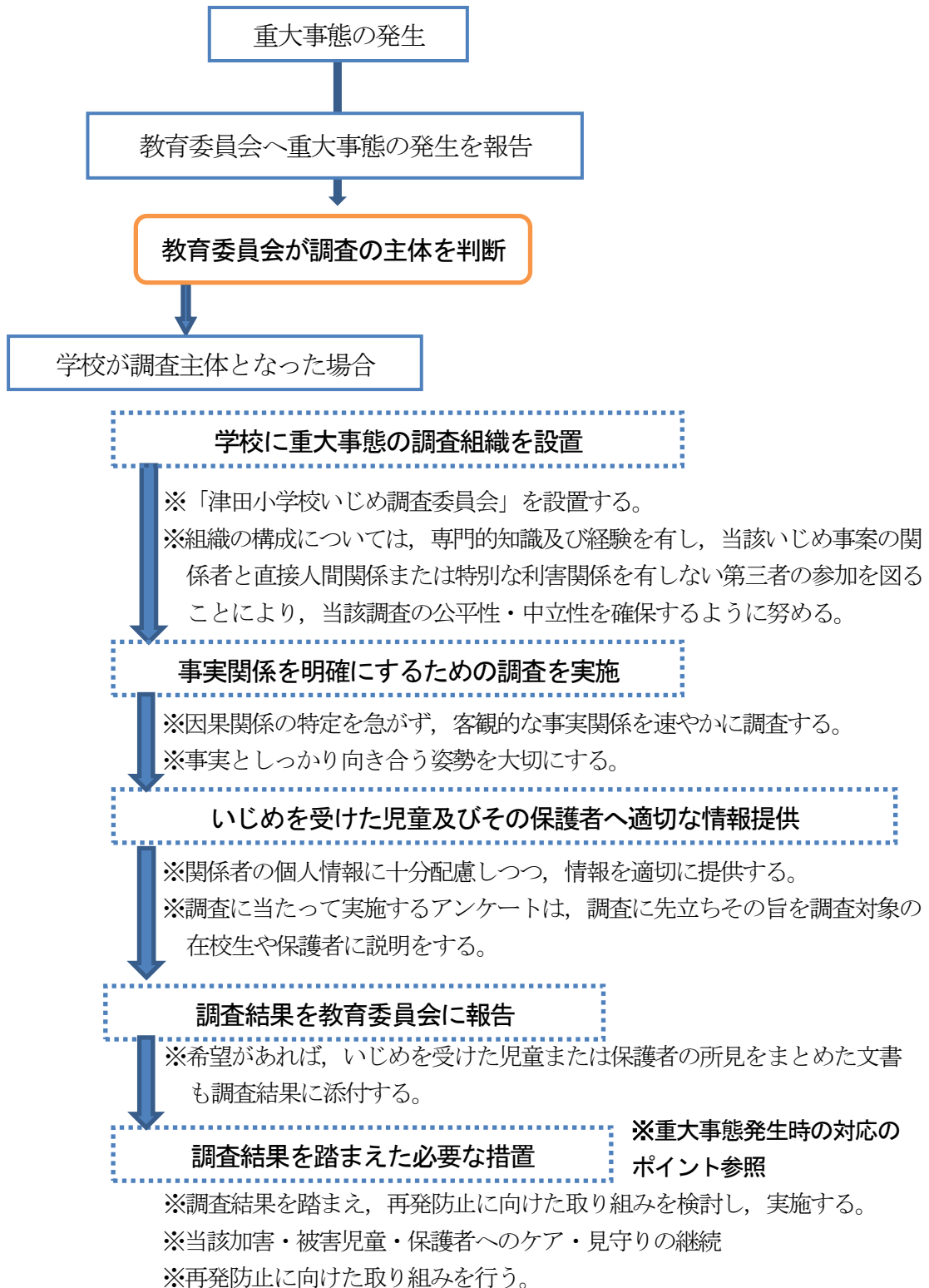
(2) 家庭との連携

- ① 学校は、組織的に関わり続ける。
- ② その子もクラスの一員として大切に思っているということを言動で伝える。
- ③ 一般的には家庭訪問は、定期的より「ランダムに」、朝よりも「午後から」が望ましい。
- ④ 登校を促すのではなく、自然な会話を心がける。
- ⑤ プリント類は確実に渡し、連絡なども直接確実にする。
- ⑥ 欠席が1日でも、登校しぶりが心配な場合はためらわずに家庭訪問をして子どもの気持ちを聞いたり、保護者に様子を聞いたりする。

(3) 組織的な対応

- ① 年度当初に新担任、旧担任、生活サポート主任とともに支援方法や配慮すべきことについて情報共有する場をもつ。
- ② 情報提供の際には、不適応行動が見られるようになる以前の様子も含めて引き継ぐ。(個別の資料、スズキ校務の「日々の様子」を活用する。)
- ③ 長期休みには、電話訪問や家庭訪問を行い、本人や保護者の思い・願いを大切にしながら、休み明けの過ごし方、準備しておくことなどを一緒に考える。
- ④ 必要に応じて、SCや関係機関と連携して、問題解決を図る。
- ⑤ 小さなことでも校長・教頭・生活サポート主任・生徒指導担当などに報告・連絡・相談し、組織的な対応をとる。

重大事態発生時の調査対応【図】



※危機管理マニュアル「その他」参照